

取扱説明書

DAYTONA

R 97107 ①/⑤

*取り付けする前に必ずお読み頂き、内容をよく理解して正しくお使いください。

*この取扱説明書は、いつでも取り出して読めるよう大切に保管してください。

*この商品もしくはこの商品を取り付けた車両を第三者に譲渡する場合は、必ずこの取扱説明書も併せてお渡しください。

LED FENDER LESS KIT with LEDフェンダーレスキット SLIM REFLEX REFLECTOR	適応車種	商品NO.
	ZRX1200DAEG (09-16)	97107

■ご使用前に必ず、ご確認ください■

※取扱説明書内の注意事項を守らずに使用した事による事故や損害について、当社では一切の責任は負いません。

本書では正しい取り付け、取扱方法および点検整備に関する重要な事項を、次のシンボルマークで示しています。

⚠注意	要件を満たさずに使用しますと、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合を示してあります。
------------	--

 実施	行為を強制したり指示する内容を告げるものです。	 禁止	禁止の行為であることを告げるものです。
 法令違反	条件次第では法令違反となることを告げるものです。	 その他	その他の警告及び注意を告げるものです。

⚠注意

 禁止	- 当フェンダーレスキットには、当社指定部品、ナンバープレート以外の取り付け不可。(ナンバーベース等も取り付け不可。) 軽量、コンパクトを最優先に設計しておりますので、重量オーバーにより、製品が破損する場合があります。 - ステーを曲げての角度の変更をしないでください。商品が破損する場合があります。
 法令違反	- ステーを曲げての角度の変更をしないでください。 - この商品はフェンダーレスキットのナンバープレート角度を基準にステーの設計を行っており、その際の明るさは基準に適合しております。(道路運送車両法の保安基準36条-番号灯- および別添63-番号灯の技術基準-) フェンダーレスステー等の角度を変更して車両に取り付けた際、保安基準値を満たす事ができなくなりますので、ステーの角度変更は絶対にしないでください。 - この商品は 2021 年 3 月 31 日までの登録車両に適合します。
 その他	- この商品は記載されている適合車種以外の車両には使用しないでください。 - この商品は予告無しに価格や仕様の変更をする場合があります。また、文中に御紹介した商品についても同様です。あらかじめご了承ください。 - 商品の性質上、水分等がシート下部に浸入しやすくなる場合があります。貴重品等を保管されないようご注意ください。 - LED ランプの配線は黒/白の配線→純正ライセンスランプハーネスのマイナス、黒い配線→プラス へ取り付け方法の文章中の表を参考に接続してください。 - プラスマイナスを間違えるとLEDは点灯しませんのでご注意ください。



実施

- ・ 作業に入る前に必ず安全を確保した上で作業を行ってください。
- ・ 製造上、製品の端面が鋭くなっております。ケガをする恐れがありますので取扱いには十分ご注意ください。また、作業や洗車を行う際は必ず作業用手袋等を装着したうえで作業を行ってください。
- ・ 取り付けは確実に行ってください。また、走行中にネジ部等が緩まないよう、トルクレンチを使って所定トルクで確実に締め付けてください。尚、記載されていない取り付け部においてはサービスマニュアルを参考にしてください。
- ・ 取り付け作業前にバッテリーのマイナス端子を取り外してください。ハーネス結線中にショートした場合、感電、車両火災、電球切れを起こす場合がありますので、必ず行ってください。
- ・ 走行中に異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、異常箇所の点検を行ってください。
- ・ 車検場によっては車両全長の記載事項の変更を指示される場合があります。その際は検査官の指示に従ってください。
- ・ 取り付け後、100km 走行しましたら、各部を点検してネジ部の増し締めを行ってください。その後は500km 毎に必ず点検し、同様の増し締めを行ってください。

商品内容

NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量	NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量
①	フェンダーレスステーR&L	アルミ製	1SET	⑨	平ワッシャ	M6	7
②	ライセンスランプステー	スチール製	1	⑩	リフレクターステー	アルミ製	1
③	L字ステー	スチール製	1	⑪	スリムリフレクター		1
④	LED ライセンスランプ	スクエアタイプ	1	⑫	ナット	M5	1
⑤	両面テープ		1	⑬	防振フェルト		1
⑥	六角穴付ボタンボルト	M3x8	1	⑭	結線コネクタ		2
⑦	平ワッシャ	M3	1	⑮	結束バンド		4
⑧	六角穴付ボタンボルト	M6x15	7				

補修部品

商品名	品番	本体価格（税抜）
LED ランプ単体（スクエアタイプ）	73302	¥2800-
LED ライセンスランプセット（スクエアタイプ）	75646	¥4000-

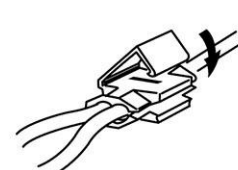
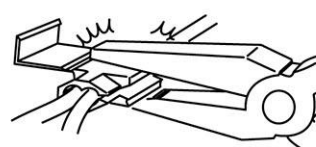
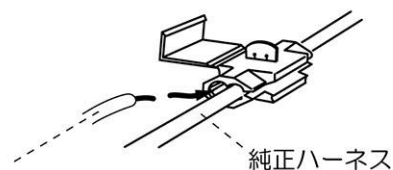
結線コネクタの使用手法例

⑭結線コネクタ

貫通した穴へ
純正ハーネスを通します。

プライヤー等で金具を
押し込みます。

フタを閉じて完了です。



④LEDライセンスランプ

※片側がふさがれた穴へ④LEDライセンスランプのハーネスを通します。
※配線はプラスとマイナスの組み合わせで結線しないでください。必ずプラス同士かマイナス同士の組み合わせで結線を行ってください。

しっかり押し込まないと
接続不良の原因となります。

取り付け方法

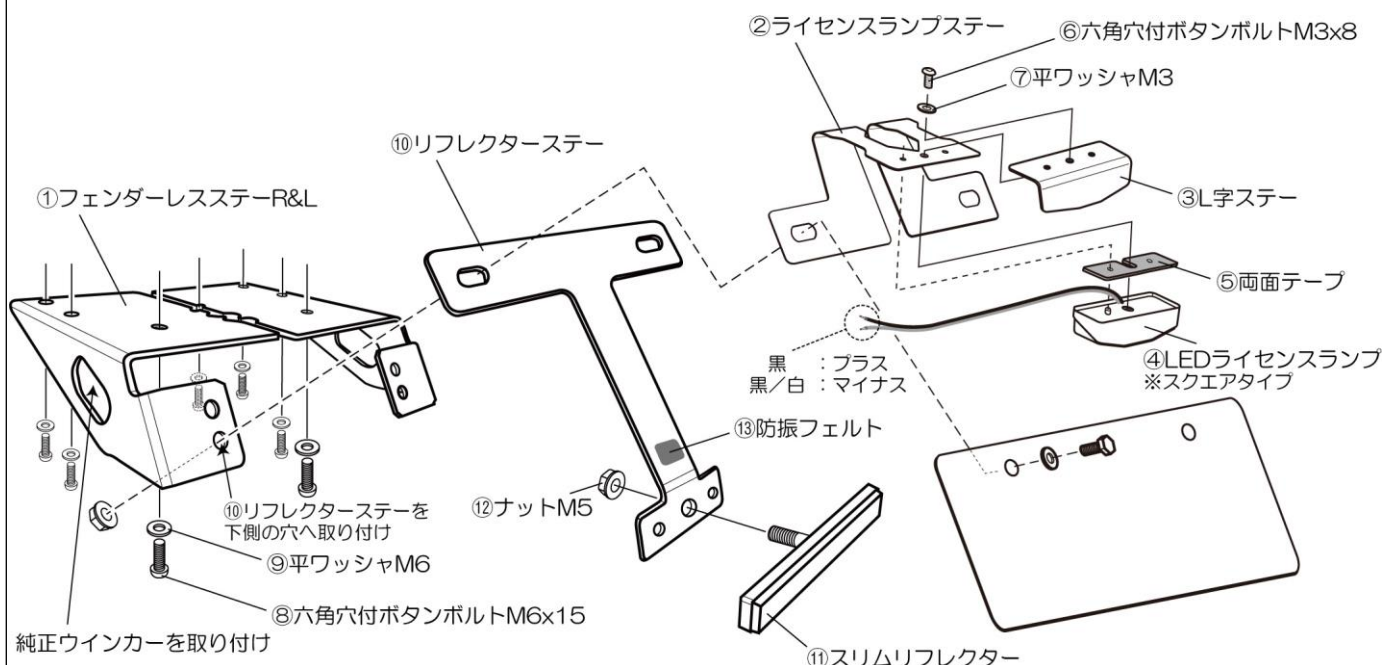
1. シート、グラブバー、シートカウルを取り外し、排気デバイスサーボモーター/ステー、転倒リレー、を取り外します。
2. 純正ウinkerハーネス、純正ライセンスランプハーネスをカブラー部より外し、純正リアフェンダーを取り外します。
3. 純正リアフェンダーより、純正ウinker、ナンバープレートを取り外します。取り外した部品は手順 4、7 で使用します。
4. ①フェンダーレスステーR&L に純正ウinkerを取り付けます。
5. ③L 字ステーと⑤両面テープ、⑥六角穴付ボタンボルト M3x8、⑦平ワッシャ M3 を使って②ライセンスランプステーに④LED ライセンスランプを取り付けます。
6. ⑩リフレクターステーに⑬防振フェルトを貼り付け、⑪スリムリフレクターと⑫ナット M5 を使用して組み付けます。
7. 手順5と手順6で組み立てたライセンスランプステーとリフレクターステー、純正ナンバープレートを①フェンダーレスステーR&L に仮組みします。
8. 手順7で仮組みした①フェンダーレスステーR&L を⑧六角ボタンボルト M6x15、⑨ワッシャ M6、純正ワッシャ、純正ナットを使用して車体に取り付けます。又、ウinkerハーネスも接続します。
9. ④LED ライセンスランプのハーネスを純正ライセンスランプハーネスへ⑭結線コネクタを使用し取り付けます。適所に⑮結束バンドを使用し、ハーネスが各所に接触しないよう取り回します。
10. 転倒リレー、排気デバイスサーボモーター/ステーを取り付け、シートカウル、グラブバー、シートを取り付けます。
11. 各部を締め付け、ウinker、④ライセンスランプ、テールランプの作動確認を行ない、取り外した部品を取り付けて各部に異常が無ければ作業は終了です。

- ・④LED ライセンスランプの配線は黒/白の配線は純正ライセンスランプのマイナスへ、黒の配線は純正ライセンスランプのプラスへ下記表を参考に取り付けを行なってください。
- ・プラスとマイナスを間違えて接続するとLED は点灯しませんのでご注意ください。

	＋配線色	－配線色
ホンダ	黄、茶、茶/白、黒/茶	緑
ヤマハ	青	茶、黒
スズキ	茶	黒/白
カワサキ	赤	黒/黄

※表の配線色は参考です。車種により同一車種でも仕向地により配線色が異なる場合がありますので、必ずテスターおよびサービスマニュアルで配線を確認してください。

■取付詳細図■



番号灯の保安基準に対する適合

当社製品 LED ライセンスランプ スクエアタイプ (品番 75646) とその LED ライセンスランプを使用しているフェンダーレスキットの番号灯は以下の保安基準に適合致します。(2006 年 8 月現在)

以下の保安基準から番号灯は LED を使用していても別添 63 番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。(当社製品 LED ライセンスランプビッグバイク用品番 75646 はこの基準に適合致します。) また、後方から LED の直接光が見えていた場合も告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LED の光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるほどのものでないので、保安基準に適合すると判断いたします。

※この用紙は車検の際に必要な場合がありますので大切に保管してください。

※以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準、告示、別添を抜粋したものです。

保安基準 第 36 条

- 1 自動車の後面には、番号等を備えなければならない。ただし、最高速度 20 キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。
- 2 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示第 49 条

- 1 番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、別添 63「番号灯の技術基」に定める基準とする。
- 2 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行なう場合に適用する基準は、別添 54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

告示第 127 条/告示 205 条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30 lx(ルクス)以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する物とする。
- (2) 番号灯の灯光の色は、白色であること。
- (3) 番号灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
- 3 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - (1) 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。
 - (2) 番号灯は、点滅しないものであること。
 - (3) 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - (4) 番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- 4 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯。
 - (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯。

保安基準 第 42 条

自動車には、第 32 条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる恐れのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条

保安基準第 42 条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

- 3 自動車には、次にあげる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
 - (1) 番号等
 - (2) 後退灯
 - (3) 室内照明灯
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
 - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
 - (6) その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

- イ 運転席で点灯できない灯火
- ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

別添 53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

- 5.8. 番号灯
- 5.8.1. 自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20Km/h 未満の軽自動車にあっては、この限りではない。
- 5.8.2. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は、前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

別添 63 番号灯の技術基準

1. 適用範囲
- この技術基準は、自動車（最高速度 20Km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。
2. 用語
- 2.1. 「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が 8 t 以上のもの、最大積載量が 5 t 以上のもの又は乗車定数が 30 人以上のものに備える番号灯をいう。
- 2.2. 「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。
- 2.3. 「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。

3. 試験方法

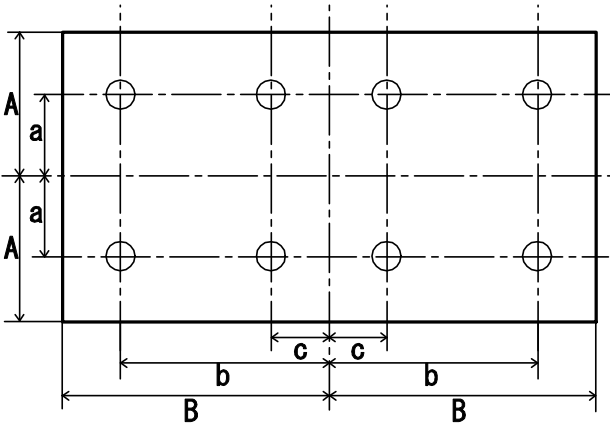
図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取り付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

均斉度 =
$$\frac{\text{高照度点 2 箇所の照度の平均}}{\text{低照度点 2 箇所の照度の平均}}$$

4. 判定基準
- 4.1. 3 の試験を行なったとき、各測定点の照度は 8 ルクス（小形番号標用番号灯にあっては 15 ルクス）以上であること。
- 4.2. 3 の試験を行なったとき、均斉度は 20 以下であること。
- 4.3. 番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が 2 個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しようとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8° 以上であること。
- 4.4. 番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。
- 4.5. 番号灯の灯光の色は白色であること。

図 試験板

- (注)
1. 測定点は直径 25mm の円とし、図中の○印の位置とする。
2. 試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。
3. 試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表の通りにする。



番号灯の種類	A	B	a	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
小形番号標用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5

単位 mm

※小形番号標用番号灯とは、二輪自動車に備える番号灯をいう。

株式会社 **デイトナ** 〒437-0226 静岡県周知郡森町一宮 4805

URL: <https://www.daytona.co.jp>

©デイトナ商品についてのご質問、ご意見は「フリーダイヤルお客様相談窓口」0120-60-4955 まで